2　競争参加資格　次に掲げる条件すべてを満たす４者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　「平成25・26年度工事競争参加資格確認者」のうち「鉄道建設本部北海道新幹線建設局管内土木」(以下「土木」という。)に係る競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、鉄道建設本部北海道新幹線建設局が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)。

⑶　構成員のうち代表者は、土木に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。)が1,400点以上の者であること。また、出資比率が第２位の構成員は、土木の客観点数が1,200点以上の者とし、出資比率が第３位の構成員は、土木の客観点数が1,000点以上の者とし、出資比率が第４位の構成員は、土木の客観点数が1,000点以上1,200点未満の者とする。

⑷　すべての構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。

構成員のうち代表者は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。

ただし、当機構鉄道建設本部（以下「当機構」という。)発注工事にあっては、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。)を対象とすることができる。)した次の①及び④の施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、代表者の場合のものに限る。ただし、北海道内に本店がある者が代表者となる場合は、共同企業体構成員としての施工実績（出資比率が10%以上の場合のものに限る。)とすることができる。)を有することとする。

出資比率が第２位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。)を対象とすることができる。)した次の①又は②、及び④又は⑤の施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有することとする。

出資比率が第３位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。)を対象とすることができる。)した次の①から③のいずれか、及び④又は⑤の施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有することとする。

出資比率が最下位（最下位の構成員が同率で複数の場合は、そのうち１者に限る。)の構成員は、平成11年度以降に元請として完工(引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。)を対象とすることができる。)した、次の①から⑤のいずれかの施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有することとする。

①　ＮＡＴＭによる内空断面50㎡以上、延長1,000m以上の鉄道トンネル新設工事
②　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事
③　トンネル新設工事
④　鉄道土路盤新設工事
⑤　土路盤新設工事

⑸　土木における平成24年度及び平成25年度の当機構の施工実績がある場合は、機構の工事成績の平均が２年連続で60点未満でないこと。

⑹　工事全般に係る施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。また、代表者について、配置予定技術者のほかに専任補助者（現場代理人及び専門技術者との兼務を認める。)を配置する場合は、専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。

なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル(平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課)」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお､「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

㋐　１級建設機械施工技士の資格を有する者。

㋑　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの､「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。)の資格を有する者。

㋒　国土交通大臣（平成13年１月５日以前においては建設大臣）が１級土木施工管理技士又は㋐若しくは㋑に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者。

イ　構成員のうち代表者は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。)を対象とすることができる。)した次の①における掘さく施工管理に１年以上の経験、及び④の施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が10%以上のものに限る。)を有する者を配置することとする。

出資比率が第２位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。)を対象とすることができる。)した次の①又は②における掘さく施工管理に６箇月以上の経験、及び④又は⑤の施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有する者を配置することとする。

出資比率が第３位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。)を対象とすることができる。)した次の①から⑤のいずれかの施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有する者を配置することとする。

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうち１者に限る。)の配置予定技術者については、施工経験を必ずしも必要としない。

なお、代表者及び第２位の構成員について、施工経験を１名の配置予定技術者で満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができることとし、そのうち④又は⑤の施工経験のみ有している配置予定技術者については、路盤工事の施工期間中のみの専任配置とすることができる。また、当該技術者を変更する場合は、鉄道建設本部北海道新幹線建設局長の承諾を得た上で当該施工経験を有する者に変更することができる。